

文化遺産・無形文化遺産のシナジー（相乗効果）に関する 実態把握及び事例収集事業に係る予備的調査研究実施要項

令和7年11月5日文化庁次長決定

1. 趣旨

文化遺産・無形文化遺産については、それぞれの特性を踏まえて保存活用等が行われてきているものであったが、有形・無形のシナジー（相乗効果）を追求することで、既存の枠組みを超えた解決策や、より一層の総合的な価値の向上などが期待される。ユネスコにおいても世界遺産と無形文化遺産のシナジーを探究する動きがあり、ナポリ会議の開催などを通じてシナジーの重要性が確認され、より一層結びつきを強めていくことが確認された。現状、日本においては文化遺産と無形文化遺産のシナジー（相乗効果）について実態の把握ができていないため、まずは現状把握を行う必要がある。その中から特色ある事例を見つけ出し深堀することによって、他の自治体等にとっても参考にできる事例集を作成し、今後の文化遺産・無形文化遺産の保護・継承の取組の一助になることを目的とする。

2. 委託業務の内容

文化遺産・無形文化遺産のシナジー（相乗効果）について、実態把握のため有識者委員会を設置した上で文化遺産・無形文化遺産のシナジー（相乗効果）の内容の調査の実施、調査結果を基にヒアリング調査により事例収集を行う業務を委託する。

3. 業務の委託先

本業務は、法人格を有す団体に対し委託して実施する。

4. 委託期間

委託業務の実施期間は、委託を受けた日から当該事業の完了日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする団体は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。

- (2) 文化庁は、委託を受けた団体等が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8. 業務完了の報告

委託を受けた団体等が、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、終了した日から30日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託を受けた団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文化庁は、委託を受けた団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、委託した団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託を受けた団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本業務の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。